

(注) 名古屋地方裁判所豊橋支部平成13年(ワ)第161号, 同第第410号, 平成14年(ワ)第331号事件の判決(原判決)のうち, 「事実及び理由」欄の第2ないし第4までの部分(原判決引用部分)を抜粋したものです。

なお, 本文に記載されている原判決添付の別紙については掲載を省略しました。

第2 事実関係

1 (1) (以下, 上記第1, 1 (1)の請求を「甲事件(1)」といい, 第1, 1 (2)の請求を「甲事件(2)」という。)

甲事件(1)は, 被告A1, 被告A2, 被告A3及び被告A4(以下, これらの被告4名を併せるときは, 「被告A2ら4名」という。)が, 原告を解散させるべく原告組合員を脱退させ, また, 原告の取引先等に対し, 原告に関する虚偽事実を記載した挨拶状を送付するなどし, 原告の社会的信用と名誉を毀損し, 原告の業務を妨害したとして, 共同不法行為ないしは債務不履行(被告A2については代表理事としての善管注意義務に, 被告A3及び被告A4については労働契約に付随する義務に, 被告A1については信義則上の義務に, それぞれ基づくものである。)若しくは不正競争防止法違反に該当するとして, 原告が, 被告A2ら4名に対し, 被ったとする損害8376万3750円の一部として1200万円と弁護士費用200万円(合計1400万円)及びこれに対する甲事件訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求めたものである。

甲事件(2)は, 原告と被告会社との間で締結された鶏卵加工システム請負契約(以下「本件請負契約」という。)において, 製作された鶏卵加工システム(以下「本件装置」という。)に瑕疵があったとして, 原告が, 被

告会社に対し、被ったとする損害５億４８６８万３２６１円の一部として１億２０００万円及びこれに対する甲事件訴状送達の日から支払済みまで商事法定利率年６分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

(2) 乙事件は、被告Ａ３及び被告Ａ４が、原告において甲事件(1)を提起することは、原告と被告Ａ３及び被告Ａ４との間で成立した地位保全及び賃金仮払い仮処分命令申立事件の和解における清算条項に抵触し、不法行為に該当するとして、原告に対し、慰謝料としてそれぞれ２００万円及びこれに対する甲事件訴え提起の日から支払済みまで民法所定年５分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

(3) 丙事件は、被告会社及び被告Ａ１に対し、原告が甲事件の訴えを提起したことが訴権濫用であり、また、甲事件訴え提起後に甲事件の訴訟係属を利用した名誉・信用毀損行為があり、これらは不法行為に該当するとして、被告会社が、原告に対し、１０００万円の支払を求め、被告Ａ１が、原告に対し、慰謝料として５００万円の支払を求めるとともに、それぞれこれらに対する甲事件訴え提起の日から支払済みまで民法所定年５分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

2 当事者間に争いのない事実及び証拠等により容易に認められる基本的事実

(1) 原告は、養鵜業に従事する農民等で構成され、養鵜業の生産能率を上げ、経済状態を改善すること等を目的とする農業協同組合であり、主として、組合員が生産した鵜卵を買い受けて、生卵又は水煮した加工卵等として販売する事業、堆肥場の設営事業等をしている。

(2) Ｂ１株式会社（以下「Ｂ１」という。）は、平成４年１０月１９日に養鵜業、養鵜用機器の販売等を目的として設立された株式会社であり、被告Ａ１は、設立当初から平成１２年４月１６日まで、同社の代表取締役を務めていた（甲１の１及び弁論の全趣旨）。

原告は、B 1 との間で、平成 4 年 1 0 月 2 4 日、B 1 に、組合員が生産するすべての商品（鶉卵、鶉卵加工品、肥料その他一切）の独占販売権を付与することを内容とする「鶉卵等独占販売基本契約」及び「組合経営を円滑に進めるための合意確認書」を締結した。これに対し、原告は、B 1 から商品代金収入を得て、組合員に対する鶉卵代金、職員給料その他の経費の支払に充てていた（乙 4、5 及び弁論の全趣旨）。

(3) 被告会社は、代表取締役を被告 A 1 として養鶉農家に必要な機械・設備の製造販売や請負等を業とする株式会社である。原告は、被告会社に対し、従前から加工卵製造ラインの機械の製造を発注していた。

(4) 被告 A 2 は、平成 6 年 1 1 月 2 8 日から平成 1 3 年 3 月 2 4 日まで、養鶉業等を営む有限会社 B 1 8（以下「B 1 8」という。）の代表取締役であった。また、原告の正組合員であって、平成 1 1 年 6 月 1 日に、原告の代表理事に就任したが、平成 1 2 年 5 月 3 1 日、代表理事の辞任届及び原告からの脱退届等を提出した（甲 2 の 1、1 2 の 1 ないし 3 及び弁論の全趣旨）。

(5) 被告 A 3 は、平成 1 1 年 3 月 2 2 日、原告の職員として採用されて経理を担当し、平成 1 2 年 7 月 1 日まで勤務していた。

(6) 被告 A 4 は、平成 1 1 年 7 月 2 1 日、原告の職員として採用されて、同年 1 0 月 1 日以降、関東方面の営業担当に任じられ、平成 1 2 年 7 月 1 日まで勤務していた。

(7) 本件請負契約の締結

ア 原告と被告会社は、平成 1 0 年 5 月 1 日、原告を注文者、被告会社を請負人として、次のとおり、本件請負契約を締結した。

納入及び施工場所	愛知県豊橋市 a 町字 b ●●● 番地所在の原告工場
名 称	鶉卵加工システム（D Q－4 5 S 型）

請負の明細	鶉卵加工システム 1 式
	検卵コンベアー 1 式
	殻排出コンベアー 1 式
	運搬搬入組立工事及び試運転
処 理 能 力	1 時間当たり鶉卵 4 万個ないし 4 万 5 0 0 0 個
工 期	平成 1 0 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 6 日まで
工事請負金額	3 6 7 5 万円
支 払 方 法	着手金 3 分の 1
	納入完了後 残金

イ 本件装置は、予備ボイル槽へ投入した鶉の生卵を 1 次及び 2 次の各ボイル槽において茹で、それを冷却装置において冷却し、殻割り機と殻むき機で殻をむいた後、選別、検卵して、水煮加工卵を製造するものである。

(8) 原告と被告会社との間で、本件請負契約締結に当たり、それまで 1 時間当たり鶉卵 2 万 5 0 0 0 個の処理能力であった鶉卵水煮加工システム（以下「旧装置」という。）を入れ替え、本件装置により、1 時間当たり 4 万 5 0 0 0 個の処理能力を有するものとすることを合意した。

(9) 被告会社は、平成 1 0 年 8 月 1 7 日、原告に対し、本件装置を引き渡した。

(10) 原告は、被告会社に対し、本件請負代金として、以下のとおり、合計 3 6 7 5 万円を支払った。

平成 1 0 年 7 月 2 日 1 0 0 0 万円

同年 8 月 3 日 1 0 0 0 万円

同年 9 月 3 0 日 以下の約束手形を振り出し、支払期日に支払

額面 4 0 0 万円、支払期日平成 1 0 年 1 1 月 5 日

額面 4 0 0 万円、支払期日平成 1 0 年 1 2 月 5 日

額面４００万円，支払期日平成１１年１月５日

額面４７５万円，支払期日平成１１年２月５日

(11) 被告会社は，平成１０年８月１２日から同月１６日までの間，本件装置の設置工事を行い，同月１６日，４時間かけて本件装置の試運転をした。この試運転には，被告会社側から，被告Ａ１及びＡ２６（以下「Ａ２６」という。）が立ち会った。

(12) 加工卵の等級など

ア 原告においては，加工卵を１級品，２級品，３級品と等級毎に区分しており，１級品は，殻及び皮の除去が完全で，卵黄の片寄りがなく，傷がないもの又は小さな傷が１ないし２か所以下で大きさがそろっている加工卵を指し，平成１０年ころ，１個当たり約６円で販売していた（以下，価格については，平成１０年ころの価格である。）。また，中１級品は，１級品の要件を満たすものの，加工卵１個当たりの重さが７．５グラムないし８．５グラムの加工卵をいい，１個当たり約４．５円で販売していた。２級品は，殻の除去が完全であり，傷は１級より重い，卵黄の露出していない加工卵，卵黄の片寄りが外部より透けて見える加工卵及び気室の大きさ（へこみ）が加工卵の大きさの２０パーセント以上の加工卵を指し，１個当たり約４円で販売していた。３級品は，２級の程度を超える加工卵であり，１個当たり約２円で販売していた。１・２級品とは，１級品と２級品とを混ぜ合わせた商品であり，１個当たり約５円で販売していた。２・３級品とは，２級品と３級品とを混ぜ合わせた商品であり，１個当たり約３円で販売していた。３級品までに含まれない加工卵は，規格外品と分類され，商品とはされていない。

なお，１・２級品及び２・３級品という扱いは，顧客の希望によってそうした構成の商品とするものである。このうち，２級品以下の加工卵は，特定の顧客が，フライ等の限られた商品に使用するか，季節商品と

して販売できるにすぎないため、1年に平均するとおよそ2ないし3割は廃棄処分されている。

イ 原告が販売するに当たり、問題となる加工卵

(ア) 浮き玉とは、ボイル槽の熱湯の中に長時間滞留したため硫化黒変した加工卵を指し、規格外品となる。

(イ) 殻刺さり卵とは、細かい殻が刺さり、選別職員がきれいに除去できない加工卵を指す。なお、殻をきれいに除去できた加工卵は、残っている傷の程度によって、キズ玉として扱われ、2級品又は3級品となることもあるが、その多くは規格外品となる。

(ウ) 割れ玉とは、割れた状態となった加工卵をいい、その程度によっては3級品になることもあるが、ほとんど規格外品となる。

(エ) 寄り玉とは、卵黄がその中心ではなく、片寄った位置にあるために、透けて黄色に見える加工卵をいい、1級品となることはなく、その程度によって2級品以下に分類される。

第3 争点

1 甲事件(1)について

(1) 原告と被告A3及び被告A4との和解における清算条項により、甲事件(1)の請求が許されないものか否か（甲事件(1)における本案前の主張）。

(2) 被告A2ら4名において、原告の社会的信用と名誉を毀損し、原告の業務を妨害するなど、共同不法行為に該当する行為があったか否か。

(3) 被告A2ら4名において、原告の社会的信用と名誉を毀損し、原告の業務を妨害するなど、債務不履行に該当する行為があったか否か。

(4) 被告A2ら4名において、不正競争防止法上の義務違反があったか否か。

(5) 原告の損害

2 甲事件(2)について

(1) 本件請負契約において、本件装置の性能が保証されたか否か。

(2) 本件装置の瑕疵の有無

(3) 原告の損害

(4) 除斥期間経過の有無

3 乙事件について

原告の被告A 3 及び被告A 4 に対する甲事件(1)の請求が不法行為に該当するか否か（損害を含む）。

4 丙事件について

原告の被告A 1 及び被告会社に対する甲事件の訴え提起及びその他の原告の行為が不法行為に該当するか否か（損害を含む）。

第4 争点に対する当事者の主張

【甲事件(1)について】

1 争点1 (1) 原告と被告A 3 及び被告A 4 との和解における清算条項により，甲事件(1)の請求が許されないものか否か（甲事件(1)における本案前の主張）。

(1) 被告A 3 及び被告A 4

原告が，被告A 3 及び被告A 4 に対し，甲事件(1)において主張している損害賠償の原因となる事実は，被告A 3 及び被告A 4 の原告に対する地位保全及び賃金仮払い仮処分命令申立事件（当庁平成●●年(ヨ)第●●号。以下「別件仮処分事件」という。）で懲戒解雇事由として主張した事実と全く同じ事実である。

したがって，甲事件における原告の被告A 3 及び被告A 4 に対する請求は，別件仮処分事件において成立した和解の清算条項（以下「別件和解清算条項」という。）によって，既に損害賠償請求権が存在しないことが確認されて解決済みであるから，訴えの利益を欠いて不適法であり，却下されるべきである。

(2) 原告

別件仮処分事件において成立した和解は、原告の被告A3及び被告A4に対する甲事件(1)における損害賠償請求を排斥するものではない。すなわち、原告の被告A3及び被告A4に対する別件仮処分事件と、甲事件(1)における損害賠償請求とは、訴訟物が異なっている。その上、別件和解清算条項が「本件に関し」と限定されていることから明らかなとおり、原告は、別件仮処分事件における和解において、別件仮処分事件の訴訟物と異なる甲事件における損害賠償請求権を放棄していない。よって、訴え却下の事由は存在しない。

- 2 争点1(2) 被告A2ら4名において、原告の社会的信用と名誉を毀損し、原告の業務を妨害するなど、共同不法行為に該当する行為があったか否か。

(1) 原告

ア 被告A2ら4名による原告組合員大量脱退の企図

(ア) 被告A2ら4名は、原告に代わる鶉卵の取扱い会社を用いて養鶉農家と取引をする目的で、平成12年4月1日以降に加入している原告組合員の数が法定数である15名を下回れば、原告は解散せざるを得なくなり、また、原告に鶉卵を出荷している農家を組合員から脱退させれば、鶉卵が不足し、原告倒産の危機が具体化するものと考え、平成12年3月31日までに原告組合員に退会届を提出させることを画策した。なお、被告A2ら4名は、原告定款によれば、予告期間の60日が経過した後の事業年度の終わりに脱退の効力が発生すると定められているのを(定款14条, 甲6), 通常総会の60日前までに退会届を提出すれば脱退の効力が生じると誤解した上、通常総会で原告が解散せざるを得ないようにするために、退会日を平成12年3月末日以前に遡らせるように考えて行動していた。

(イ) 被告A2は、平成12年5月の連休ころ、被告A3又は被告A4に対して、「退会届」の作成を依頼し、被告A3に対し、組合員宅を

回って退会届を収集するように依頼した。被告A3は、これに応じて出資金の受領書を作成した上、被告A2と被告A3とで、同月31日ころまでの間に組合員宅を訪問し、各1万円の出資金を返還し、又は同月末日までに出資金を返還すると約束して、A35、A36、A10、A38、A23、A11、A37、A21、A9、A18（以下「A18」という。）、A19、A22（以下「A22」という。）、A40、A41及びA42から作成日白地の退会届を徴集し、その退会届に同年3月31日以前の日付を記入した。

このうち、A22は、原告の同年4月24日開催の臨時総会に出席し、同日ころ、被告A2から交付された退会届に署名押印をした上で提出しており、日付を遡らせたことは明らかである。また、被告A2ら4名は、A9から子であるA8に組合員変動をさせた上、A8より勝手に退会届を徴収したが、A8も上記臨時総会に出席している。A21は、委任状により上記臨時総会に出席した。A35は、死亡したA43の息子であり、A36及びA10は廃業していない。A38は、平成6年ころに廃業しており、A23はA24の息子である。

また、被告A2ら4名は、平成12年3月31日当時、A19、A22、A18、A9以外の者は廃業していたと主張するが上記のとおり事実ではない。

被告A2ら4名は、被告A2及び被告A3が愛知県東三河事務所（以下「東三河事務所」という。）に提出した原告の組合員名簿が虚偽の名簿ではないと主張するが、本来、脱退の効力が生じておらず、いまだ脱退していない組合員を外して組合員名簿を作成しているのだから、虚偽の名簿であることには変わりがない。

(ウ) 原告が経営を維持するためには、1日当たり最低でも生卵30万個、加工卵15万個の合計45万個が必要であるところ、被告A2ら

4名は、原告に鶉卵を出荷していた者が原告から一時期に大量脱退すれば、1日当たりの出荷量が合計約91万9000個から合計約30万2000個に激減することになり、原告が経営の危機に瀕することを知っていた。なお、被告A2ら4名は、B1の代表取締役であるA14（以下「A14」という。）作成の文書から、影響はなかったと主張するが、この文書は、取引先に対し、心配をかけたことの詫びと引き続き取引をお願いする趣旨で発送したものであり、作成の趣旨が異なるものである。

(エ) 被告A2は、原告の代表理事として、解散事由に該当する恐れが生じた場合には、原告を存続させるために必要な措置を講ずる職務を有していたが、平成12年5月31日開催の全員協議会の席上において組合員のうちの15名の脱退を発表するまで、理事会に諮るとか、ほかの理事と個別に協議するとか、全員協議会を開催するなどの措置を講じていなかった。このように、平成12年5月31日開催の全員協議会の直前まで発表しなかったのは、原告を解散に追い込むとともに、不足する鶉卵の補充について対策を立てられないようにする目的からであった。

また、被告A2は、代表理事として、被告A3は職員として、いずれも平成12年6月末の通常総会を間近にして、組合員数の確定、総会招集通知の発送などのために、直ちに理事や事務局に連絡し、理事会に報告すべき職務がある。しかし、被告A2及び被告A3は、一切の連絡、協議、善後策を講じることもなく、いきなり虚偽の組合員名簿を東三河事務所に提出した。

(オ) 被告A4は、同年5月31日ころ、原告の正組合員について、真実は15名であるにもかかわらず、同年6月1日現在11名である旨の組合員名簿（以下「A4作成の組合員名簿」という。）を原告のパ

ソコンで作成した。

(カ) 被告A 2及び被告A 3は、同年6月1日ころ、豊橋市及び東三河事務所に、A 4作成の組合員名簿を持参し、原告の組合員が11名であり、原告に法定解散事由が発生したと報告した。

なお、被告A 2ら4名は、東三河事務所から、従前の名簿が不正確だと指摘され、正しい名簿の提出を指示されたため組合員を整理し、新たな名簿を作成したと主張するが、この指示が理事会に諮られたり、知らされた事実はないし、同年6月8日及び同月17日に開催された原告の協議会及び役員会において組合員名簿の正確性が問題とはなっていないことにかんがみれば、認められない。

イ 信用毀損文書の大量発送

(ア) 被告A 2ら4名は、原告の通常総会の準備が着々と進んだことから、原告の信用を毀損しようと企て、被告A 2名義の、原告の代表理事として関係各位にあてた文書(乙11の1、以下「挨拶状」という。)及びB 18の代表者として関係各位にあてた「ご報告」と題する文書(乙11の2、以下「ご報告」という。)を作成し、発送準備をした。すなわち、被告A 4は、自分で又は妻であるA 44に依頼して、平成12年6月10日、原告の費用でB 9豊橋店でプリンター用インクとあて名ラベルを購入し、自分で、あて名ラベルに原告の顧客名簿に記載されたすべての顧客の住所及び会社名を印刷した。また、被告A 2及び被告A 3は、挨拶状及びご報告を作成し、被告A 1が使用する特別のピンク色の用紙を用いて被告会社において印刷した。さらに、被告A 2ら4名は、同月13日、400枚の切手を購入し、原告のすべての取引先、東三河事務所、豊橋市、B 22、B 16、B 10、B 23の会員、友人知人など400か所に対し、原告とB 1連名の封筒を使用して、同月13日、上記挨拶状及びご報告を送付した。

(イ) 被告A 1は、被告A 2から挨拶状の原稿を見せてもらい、当然の内容の文書であると判断し、発送先も被告A 2と相談して決めた。

(ウ) 被告A 2ら4名は、同年6月8日に東三河事務所と豊橋市の担当者が列席の上協議会が開催され、同月12日には役員会が開催されて通常総会のスケジュールが決定され、まさに通常総会が開催される状態であったにもかかわらず、上記挨拶状及びご報告に、原告の内部が大混乱しているとか、被告A 2の辞任により、追従する役員や脱退組合員が多数出ているため、総会すら開催できない有様であるなどとの虚偽の事実を記載し、原告の信用不安を宣伝した。

(エ) 被告A 4は、営業担当として、A 4作成の組合員名簿を顧客であるB 1 1、B 1 2、B 1 3らに見せるなどして、原告が法定組合員数割れにより早晩解散せざるを得ない状況であるなど原告が混乱している旨言いふらした。被告A 2は、被告A 4から、取引先が原告のことで動揺しているかもしれないという状況を聞いて知っていたにもかかわらず、あえて上記挨拶状及びご報告を発送した。

(オ) 以上のとおり、被告A 2ら4名は、取引先に秘匿すべき原告の内情をことさらに暴露し、取引先の不安をあおり、積極的に信用を毀損する文書を送付しており、明らかに業務妨害を企図している。

この結果、原告には、上記文書を受領した取引先からの問い合わせが殺到し、そのため、原告の業務は大きく混乱し、大多数の職員は、原告の将来に大きな不安を抱いた。さらに、被告A 4は、同年5月ころから、原告取引先に対し、組合員が減少して生卵の出荷量が減るから製品ができないかもしれないとか、原告がつぶれるかもしれないなどと恐怖心をあおる言動を繰り返し、ますます取引を減少させた。

ウ 新聞記事を利用した虚偽の風説の流布

(ア) 被告A 1は、原告の通常総会開催後、直ちにB 2 1新聞のA 4 7

記者に対し、原告において組合員数が定数 15 名を割って危機的な状況にあること及び平成 12 年 6 月 30 日に開催された定時総会は、組合員の定数不足のため成立していない旨の虚偽の情報を流した。

(イ) A 47 記者は、同年 7 月 4 日又は同月 5 日ころ、豊橋市の担当者を、同年 8 月 18 日には原告を、それぞれ取材した。A 47 記者は、原告に対する取材に当たり、被告 A 1 から届いた「新組合長に A 14 氏」の新聞記事のコピーの下の部分に被告 A 1 によって「ウラには大きな問題がある総会です。農協法では解散です！定数不足のまま強引に総会が開かれた。県も市も違法を承知で認めてしまった。本当は 15 人いません。B 14 さんは正式な組合員ではありません。その他、廃業の人もいます。」と書き込みがされた文書を見せた。

(ウ) 被告 A 1 及び被告 A 2 は、B 21 新聞社に対し、自らの主張を伝え、同年 8 月 21 日付けで、定数不足で総会不成立との虚偽の事実を内容とする同新聞の記事にさせた。

(エ) 被告 A 1 は、上記記事に、「農協法では解散です。定数不足のまま強引に総会が開かれた。県も市も違法を承知で認めてしまった。本当は 15 人いません。B 14 さんは、正式な組合員ではありません。」などと虚偽の解説文を加えた。

(オ) 被告 A 2 ら 4 名は、上記(ウ)に(エ)の書き込みがされた新聞記事を、被告 A 4 の営業先など被告 A 2 ら 4 名以外では知り得ない原告の取引先（250 社くらい）に送付して、盛んに原告の経営不安をあおり立てた。このうち、関東方面に配布された記事が甲 20 の 1 及び 2 であり、関西方面に配布された記事が甲 21 である。

(カ) 以上の結果、原告に対して、取引先からの問い合わせが多数あり、大変大きな悪影響を受けた。

(2) 被告 A 2 ら 4 名

ア 被告A 2ら4名による原告組合員大量脱退の企図

(ア) 平成11年当時、現実に原告に所属している組合員、すなわち、現実に鶉卵を出荷している組合員は、15名のみで、そのうち正組合員は14名、准組合員は1名であった。これ以外に原告組合員名簿に掲載されている者は、鶉卵を原告に出荷していない幽霊組合員であった。

(イ) 被告A 2は、平成12年春ころ、監督官庁である東三河事務所の経済課農政担当のA 17係長から、原告の正組合員数が15名を下回っているのではないかと、正確な名簿を提出するようにと指示されて、組合員を精査し、被告A 4にワープロ作業を指示して新たな名簿（A 4作成の組合員名簿）を作成した上、提出したものである。

これに対し、原告も、後に、このA 4作成の組合員名簿により脱退したとされた組合員について、脱退したことを前提とする名簿を作成している。したがって、被告A 2は、A 4作成の組合員名簿において、組合員である者を意図的に外すことはしておらず、同名簿は虚偽ではない。

なお、この名簿を作成するに当たっては、脱退者には出資金を返還する義務があるため、該当者に脱退届出書に署名押印させた上、出資金を返還した。

(ウ) 原告の、被告A 2ら4名が組合員を大量脱退させて法定組合員数を下回らせて原告を解散に追い込もうとしたという主張は全くの言いがかりである。むしろ、正式な脱退手続きがされないまま、出資金の返還もないまま、幽霊組合員が多数いることは重大な問題であるから、この状態を整理し、返還すべき出資金を返還しようとしただけである。

また、鶉卵を原告に出荷していた組合員のうち、本件紛争の渦中に脱退した組合員は、A 19、A 8、A 18、被告A 2、A 24の5名

であるところ、被告A 2は養鶉業の継続を希望したものの追放され、A 2 4は老齡かつ病気のため働くことができなくなったために辞めた者であり、そのほかの3名は、いずれも自らの判断で原告を脱退したのであって、決して被告A 2ら4名が勧誘したわけではない。また、A 3 5は既に死亡しており、A 1 0及びA 3 6は、平成9年6月1日に退会届を提出しており、A 4 2は、平成11年3月31日に脱退届を提出しているから、本件紛争とは無関係である。なお、A 2 2は、A 4 5の態度が余りにも悪かったためいったんは脱退届を出したが、すぐに脱退を撤回したところ、原告により強制的に追放されたため、組合員の地位確認を求めて訴訟を行っている（名古屋高等裁判所平成●●年(ネ)第●●●号)。その他、A 3 8、A 1 1、A 2 3、A 3 7、A 4 0は養鶉業を行っておらず、A 4 1は、原告職員であり組合員資格はない。

(エ) 原告は、組合員の大量脱退により鶉卵の入荷が減少し危機に陥ったというが、上記(ウ)のとおり、鶉卵を出荷していた組合員は、自らの判断で脱退した者であり、何ら被告A 2ら4名が勧誘したわけではない。また、原告は、平成13年3月に、原告に大量の鶉卵を出荷していたA 2 2を原告から追放しており、自ら鶉卵の入荷を減少させる行為を行っている。さらに、原告は、取引先に対し、組合員の脱退による影響はない旨の文書を送付しており、実際には、原告には組合員の脱退による大きな影響はなかった。

(オ) 原告は、被告A 2ら4名が原告を定数割れにして平成12年度末の原告の通常総会を不成立にさせて、原告を解散させようとした旨主張しているが、通常総会をことさら流会させようとしたのは、原告の幹部である。すなわち、被告A 2は、当時の代表理事として、通常総会を開催しようと準備を進めていたが、現在の原告幹部は、被告A 2

が準備する総会に全く協力せず、逆に、被告A2が総会予定日の直前の理事会において通常総会の件に言及したところ、職員理事であるA16（以下「A16」という。）が、これまではだれも問題にしなかったさ細なミスであるにもかかわらず、総会開催手続にミスがあるから無効であると主張したものであり、結局、同年5月に通常総会を開催することができなかったのである。

イ 信用毀損文書の大量発送

被告A2は、反対派から攻撃されたため原告から身を引こうと考え、平成12年5月31日、原告に退会届及び廃業届を提出した。しかし、原告代表理事の職務は、次期代表理事が選任されるまでの間、すなわち、同年6月30日の定時総会までその職務を遂行した。このような中、被告A2は、反対派の策動で原告が混乱し、取引先等関係者に迷惑、心配をかけていることを憂慮し、自己が同年6月30日に退任するに当たって、その事情を説明し、関係者の理解を得るべく、各方面に挨拶状を送付したものである。したがって、この挨拶状は、原告の信用を毀損するものではない。

ウ 新聞記事を利用した虚偽の風説の流布

新聞社が記事を報道するかどうかは新聞社の裁量であり、かつ、新聞社は被告A2だけでなく、A14からも取材しているのであって、新聞記事が掲載されたことを不法行為と主張することは筋違いである。しかも、同記事によれば、A14が、定数不足である旨を認めたとされている。また、取材を受けたのは被告A2であり、被告A1は新聞記者の取材を受けていない。

また、新聞記事のコピーに原告を批判する書き込みがされている点については、被告A1は決してこのようなことを行っていない。

エ そのほか、争点1(2)において、原告が主張する被告A2、被告A3及

び被告A4の不法行為というものはすべて言いがかりにすぎない。

- 3 争点1(3) 被告A2ら4名において、原告の社会的信用と名誉を毀損し、原告の業務を妨害するなど、債務不履行に該当する行為があったか否か。

(1) 原告

ア 被告A2は、原告との委任契約に基づき原告の代表理事を務めていたから、受任者として、善管注意義務及び忠実義務を負担する（民法644条，平成17年改正前商法254条ノ3参照）。

イ 被告A3及び被告A4は、原告との労働契約の締結により、使用者である原告に対し、労務提供義務を負うが、それだけではなく、これに付随して企業秩序遵守義務その他の義務（以下「忠実義務」という。）を負担する。この忠実義務に基づき、従業員は、労働契約に伴う信義則上の要請として、使用者の利益を害するような言動をしてはならない義務を負っている。また、自己又はその他の従業員の作業効率や意欲を低下させるような言動を慎むべき義務を負っている。すなわち、従業員は、労働契約の付随義務として、企業の内外を問わず、使用者の利益を不当に侵害してはならないのはもちろん、不当に侵害する恐れのある行為をも慎むべき義務を負っている。

ウ 被告A1は、平成4年の設立当初から平成12年4月16日の退任まで、B1の代表取締役を務めている。原告とB1との間には、「鵜卵等独占販売基本契約」及び「組合経営を円滑に進めるための合意確認書」があり、B1は、原告に対し、上記契約及び合意によって、原告の経営の詳細な事項にまで関与し、財産の管理処分に関する同意権を得たことから、これに付随して、信義則上、原告の利益を不当に侵害してはならない義務及びその恐れのある行為を慎むべき義務を負担していた。したがって、被告A1は、B1の代表取締役として、上記権限を行使するのであるから、個人としても、信義則上、B1と同じ義務を負担する。

エ 被告A 2ら4名は、それぞれ、上記アないしウの義務を負うにもかかわらず、上記争点1(2)において主張したとおりの行為を行い、それぞれの義務に違反した。

(2) 被告A 2ら4名

すべて争う。

4 争点1(4) 被告A 2ら4名において、不正競争防止法上の義務違反があったか否か。

(1) 原告

ア 被告A 2ら4名は、共謀して、原告に対して、改正前の不正競争防止法2条1項13号（現行法2条1項14号）の営業誹謗行為をした。

イ 誹謗者である被告A 2ら4名は、以下のとおり、原告と競争関係にある。

(ア) 被告会社及びB 18は、原告との間で、将来競争関係が現実化する関係にあるところ、被告会社の代表取締役である被告A 1及びB 18の代表取締役である被告A 2には、これらの営業者のためにすると認められる関係がある。仮に、被告A 1及び被告A 2が、個人として誹謗したとしても、本号の責任を負うと解されている。

(イ) 被告A 3及び被告A 4は、営業者ではないものの、被告A 1及び被告A 2の共犯者であり、被告会社及びB 18という特定の営業者に競業上の利益を得せしめる目的が、誹謗に現れている場合に該当し、競争関係が認められる。

ウ 上記争点1(2)で原告が主張したとおり、被告A 2ら4名が発した被告A 2名義の挨拶文及び被告A 2ら4名が共謀し平成12年6月1日付けで作成した組合員名簿はいずれも虚偽の事実を記載した文書である。その上で、被告A 2ら4名が、上記組合員名簿を監督官庁である東三河事務所に対し提出したことは、営業上の信用を害する虚偽の事実の「告知」

に該当し、また、上記挨拶文を約400名の取引先等に送付したことは、いずれも同法にいう営業上の信用を害する虚偽の事実の「流布」に該当する。

(2) 被告A2ら4名

ア 被告A2ら4名と原告とは、競争関係にはない。被告A2は、形式的には、B18の代表取締役であったが、同社は、原告と一心団体であるB1の100パーセント子会社であり、B18も、原告と一心団体、実質原告の一部門であった。ほかの被告らも、原告と同種の営業を営む者はいない。

なお、原告は、競争関係とは、将来現実化する関係でも足りると主張するが、不正競争防止法が防止しようとする不正競争行為の趣旨にかんがみれば、その現実化の蓋然性が極めて高く、既に競争関係が存在する場合と同視できるほどの状況であることが必要である。

イ 営業上の信用とは、経済的側面での価値、信頼を意味するところ、不正競争防止法は、あくまで営業上の公正な競争を確保しようとする趣旨であるから、単に当該行為によって経済的側面での価値、信頼が損なわれるかどうかを判断すれば足りる。被告A2の作成した挨拶文が原告のこのような経済的側面での価値、信頼を損なうと評価されることは争う。

ウ 被告A2が作成した挨拶文は、内容はすべて真実であり、虚偽の事実は全く含まれていない。また、組合員名簿についても、何ら虚偽の事実は記載されていない上、役所の要請に従って提出しただけであり、関係業界や取引先に送付したものではなく、何ら不正競争防止法で規制される「告知」「流布」に該当しない。

5 争点1(5) 原告の損害

(1) 原告

ア 被告A2ら4名は、原告の農業協同組合としての社会的な信用と名誉

を著しく毀損し、取引先に対し、出荷数量が不足するという恐怖感や危機感を惹起させるなどして、原告の業務を妨害した。これにより、原告は、売上高や生産効率の著しい低下、名誉・信用の毀損などの有形無形の損害として、少なくとも1200万円の損害を被った。その詳細は以下のとおりである。

(ア) 原告において、平成12年4月当時、その経営を維持するためには、1日当たり最低でも生卵30万個、加工卵15万個の合計45万個の仕入れが必要であった。しかしながら、被告A2ら4名の計画的な組合員の大量脱退により、原告は、それまでの1日当たり平均入荷卵数91万9000個から、約30万2000個に激減した。加工卵についてみると、同年3月の約664万個、同年4月の約540万個、同年5月の約522万個から、同年6月には約441万個、同年7月ないし同年10月の間は約314万個ないし約371万個（前年同時期には約572万個ないし約686万個である。）となった。

これに加え、被告A2ら4名による業務妨害に基づく取引先からの注文の減少とあいまって、原告の売上高は大幅に減少した。このため、原告は重大な経営危機に直面した。

なお、原告は、同年9月、大量の組合員の脱退による鶏卵の不足に対応するため、新組合員の確保、生産拡大により、生卵40万個前後、加工卵15万個前後を確保する体制を築いた。この結果、原告においては、同年11月以降、入荷卵数を増加することができ、加工卵は同年以降1か月当たり400万個を上回ることができるようになった。

被告A2ら4名による解散工作と業務妨害により、別紙1対前年同月比売上高表（以下「別紙1」という。）のとおりに、同年6月から平成13年8月までの間、前年同月の売上げを下回ったままであった。同年9月以降、原告の経営努力により、ようやく前年同月比の売上高

を上回るまでに回復した。

平成12年6月から平成13年8月までの前年度との売上高の差額は、被告A2ら4名の解散工作与業務妨害により喪失した原告の売上高であり、その合計額は、3億3505万5000円である。

(イ) 原告において、直近の平成11年度（同年4月1日から平成12年3月31日まで）の決算期における売上高は10億5737万1297円、売上原価は7億9100万0436円、売上総利益は2億6637万0861円であるから、その粗利益は25パーセント以上である。

なお、原告の32期ないし40期の事業年度の損益計算書における売上高、売上原価、売上総利益（粗利益）及び粗利益率は別紙2のとおりである。その平均粗利益率は、30.10パーセントであるから、上記のとおり粗利益率を25パーセントとすることは、控えめな計算方法である。

したがって、原告の損害は、下記のとおり、8376万3750円を下らない。

$$\begin{aligned} & 3億3505万5000円 \times 25\text{パーセント} \\ & = 8376万3750円 \end{aligned}$$

なお、原告は、本件装置への投資や人件費等の生産体制を整えていたから、損害の算定に当たって、経費の控除をすべきではない。

(ウ) そこで、原告は、上記損害額のうち、1200万円を一部請求として請求する。

イ 弁護士費用

甲事件(1)においては、弁護士費用200万円が損害として認められるべきである。

(2) 被告A2ら4名

否認ないし争う。

【甲事件(2)について】

1 争点2(1) 本件請負契約において、本件装置の性能が保証されたか否か。

(1) 原告

ア 原告は、コンビニエンスストア向けのレトルト商品の需要の増加により、B7を通じ、新たに大手食品メーカーであるB5との継続的な売買契約を成立させており、販売先から品質の向上、大量生産による商品原価の低下による値下げ、安定供給等の要請を受けた上で、平成10年秋から、5割以上の受注増加予定となったために、本件装置を導入することを決定した。

イ 被告会社の代表取締役である被告A1は、原告の債権者であるB1の代表者を兼任していた。B1は、原告との間で、平成4年10月24日に締結した「鶉卵等独占販売基本契約」及び「組合経営を円滑に進めるための合意確認書」に基づき、同日から平成12年4月までの間、原告を管理していた。したがって、被告A1は、原告の上記アの事情を十分に熟知しており、被告会社も、上記アの事情を熟知していたから、仮に、納入する本件装置に瑕疵があり、上記アの販売先の要請に応えられなければ、原告が開拓した大口取引が中止されることを十分に予見することができた。

ウ 被告会社は、原告に対し、本件装置を導入するに当たり、①1時間当たり生卵4万個ないし4万5000個を水煮して殻をむき、加工卵とする性能を有すること及び②殻刺さりが極端に減少するので選別職員を減少させられることを約束した。

エ 本件装置が有すべき性能は、上記ウ①の約定から、少なくとも旧装置と同じ歩留り率を達成しながら、1時間当たり4万5000個の鶉卵を安定的継続的に製造する性能である。したがって、1時間当たり4万個

ないし4万5000個の鶏卵を投入した場合においても、その歩留り率は、少なくとも旧装置の実績（平成8年4月から平成10年7月まで）の平均値である89.9パーセント以上でなければならない。

さらに、上記ウ②の約定から、本件装置は、旧装置の平均値を1ポイント上回る90.9パーセント以上の歩留り率の性能を有しなければならない。

(2) 被告会社

ア 原告が、平成10年秋から受注の増加に対応する必要があり、本件装置の導入を決定したことは認める。ただし、旧装置では故障が多く発生し、旧装置の更新時期であったことも本件装置導入の決定の要因の一つである。

イ 被告会社は、原告に対し、①本件装置が1時間当たり4万個ないし4万5000個の処理能力を有することを約したことは認め、実際にもその処理能力を有している。しかし、②生産量が増加すれば、検卵すべき個数が増加し、検卵業務量は増加する関係にあるので、必ずしも選別職員を減少できるとはいえず、選別職員の減少を約したことは否認する。

2 争点2(2) 本件装置の瑕疵の有無

(1) 原告

ア 約定性能の欠如

本件装置には、①旧装置よりも殻刺さりや割れ玉等が多く歩留り率が低下しているほか、②約定の53パーセントに当たる1時間当たり2万個ないし2万5000個の処理能力に留まっており、瑕疵がある。

なお、被告会社は、本件装置は1時間当たり4万5000個の処理能力を有すると主張するが、平成10年9月18日に、原告において、歩留り率の向上を図る改善策を協議した上、被告会社に対し修補請求をした際、「データを出して欲しい。」というばかりであったことからすると、

上記処理能力を有するとの実績又はデータを有していない。原告はその後、被告会社に対し、歩留り率のデータを提出した。

イ 上記①歩留り率の低下

本件装置の導入の目的は、商品価値の高い「１級、１・２級、中１級」をより多く製造し、歩留り率を上げることである。したがって、本件装置の性能を評価するには、「１級、１・２級、中１級」の出来高を基準に歩留り率を比較することが最も合理的である。

旧装置の歩留り率は、別紙３のとおり平成８年４月から平成１０年７月までで平均８９．９パーセントであった。

これに対し、本件装置の歩留り率は、別紙３のとおり、平成１０年９月から平成１２年５月までで平均７５．７パーセント、２次ボイル槽の稼働を停止し、投入個数を減らした平成１２年６月から平成１３年３月までで平均８５．８パーセントである。特に、１時間当たり４万５０００個の鶏卵を投入した場合には著しく歩留り率が悪く、例えば、平成１０年１２月は、本件装置を１か月に３０日、１日当たり約７時間３０分稼働させておき、１時間当たり約４万５０００個を投入したところ、歩留り率は７３パーセントであった。

なお、平成１２年７月に９７．１パーセント、同年８月に９７パーセント、同年１１月に９４パーセントという高率の歩留り率であったのは、ボイル数を減らし、本件装置に対する負荷が大幅に減少したこと及び原告が２次ボイル槽の使用を停止するなど使用方法を変更したことが理由である。

ウ 歩留り率の算出方法

原告は、歩留り率を以下の方法により算出している。

(ア) 歩留り率の分母となる投入卵とは、最初から加工用原料卵として搬入した鶏卵と、生卵パック工場から搬入されるハネ卵（生卵として

出荷されなかった鶏卵をいう。)の合計である。なお、これに対する被告会社の主張は誤解に基づくものである。

(イ) 歩留り率の分子となる製品出来高には、実際にはほとんど売れない価値のない小玉の２級卵は除いている。また、１級、１・２級及び中１級は、当日、すべて日報に計上された上、すべての加工卵が製品として出荷されるため、廃棄処分されることはない。仮に何らかの事由により廃棄されることがあっても、いったん日報に計上された数量が事後的に変更されることはない。

ただし、毎年６月ころから９月ころまでの間と、年始に冷蔵庫に保管する３級品の白ムキ卵については、販売できた場合、例外的に販売時に製品出来高に算入している。

(ウ) １か月単位で、製品となったボイル卵を１級品から３級品までの商品数で表示し、再び各商品数を卵数に計算し直した数を基に、歩留り率を算出している。このため、例えば平成６年６月に、５月中に冷蔵庫に保管した３級品が６月に販売でき、その時点で出来高に算入したため歩留り率が１０５パーセントとなったように、１００パーセントを超えることがある。

(エ) 以上のとおり、原告の算出する歩留り率は、本来の歩留りの定義（原料の使用量に対する製造品の量の比率）とは違うが、本件における歩留り率算出の目的は、上記２(１)イの本件装置の導入の目的を達成できているかを判断することであり、その判断に当たって、旧装置と本件装置との歩留り率は以下のとおり、同じ方法により算出されていることからすれば、合理性を有するというべきである。

エ 原告算出の歩留り率の適切性

(ア) 継続的に統計がとられている。

原告は、平成４年から一貫した仕訳基準で加工卵実績又は加工卵出

来高表（以下，単に「加工卵出来高表」という。）を作成してきた。同年１０月，被告Ａ１が原告の経営に関与するようになってから，原告の担当者は，被告Ａ１に対し，毎日，加工卵出来高表をファックス送信しており，被告Ａ１からこの表について異議を述べられたことはなかった。

加工卵出来高表に貼ってある付箋は，１か月の記入ができた際に卵数に換算した記録であるところ，被告会社は，付箋（又は最下欄）の数量がどこから算出された数量なのか分からないと主張するが，被告Ａ１は，平成３年度から平成６年度までの加工卵出来高表を作成するときに検証しているし，平成１２年４月まで原告を管理下においていたのであるから，よく分かっているはずである。

以上のとおり，長年同じ統計基準により，同じ品質の加工卵を製造していたことにかんがみれば，実際の歩留り率を比較することについて合理性を有しているというべきである。

（イ） 統計の信頼性が高い。

鶉卵を加工する体制は本件装置と旧装置とで同様である。すなわち，炭酸ガスが抜けやすい高温高湿度の夏場は産卵日の翌日か翌々日かに，炭酸ガスが抜けにくい低温低湿度の冬場は産卵日から３ないし４日後に鶉卵を加工している。

また，原告が歩留り率を比較する対象期間とした平成８年４月から平成１３年３月までは，地元産の鶉卵のみを加工しており，鶉卵の品質及び管理方法は同一である。

したがって，本件装置での歩留り率と旧装置での歩留り率とは，同じ条件下で算出されたものであるといえ，信頼性が高い。

オ 被告会社の後記２（２）の歩留り率に関する主張に対する反論

（ア） 被告会社は，平成３年度ないし平成５年度の歩留り率と比較して，

本件装置の歩留り率が悪化していないと主張する。しかし、以下①ないし⑤の点から、平成３年度ないし平成５年度の統計では、統計の前提条件が異なり、比較する統計資料としての有意性に欠ける。

①上記時期は、原告が内紛で倒産の危機に瀕していた期間であり、生産体制も混乱していたほか、原料卵不足を補うため、原料卵のうち６割ないし７割を関東地方から仕入れており、原料卵の性質が異なっている。②本件装置を導入した目的は、Ｂ７とＢ６の大量注文に応じる性能を確保するためであるから、旧装置では性能不足と判断した時期に当たる期間の歩留り率と比較するのが合理的である。③加工卵出来高表は原告が作成した客観的資料であり、それ以前においては、加工卵出来高表は残っておらず、検証できない。④被告Ａ１が、平成４年１０月ころ以降、旧装置の歩留り率の向上に努力した結果、歩留り率は上昇を続けていた。それにもかかわらず、処理能力を５割増強するために本件請負契約を締結したのであるから、増強の前提とされた直近の歩留り率と比較するのが合理的である。⑤原告が、仮に旧装置の切り替え直前の歩留り率よりも本件装置の歩留り率が悪化すると予見した場合には、本件請負契約を締結することはありえない。

(イ) 被告会社は、本件装置の納入直後のサンプルデータにおける歩留り率が良好であるとして、本件装置に歩留り率の低下はないと主張する。しかし、サンプルとして加工した鶉卵数はわずかな量であり、通常業務時の本件装置に対する負荷の条件とは全く異なり、データとしての有意性は乏しいというべきである。したがって、歩留り率の定義にかなっているとしても、データとしての価値は認められない。

なお、生産農家毎のデータについても、数千個ないし２万個の鶉卵を茹でたものにすぎず、鶉卵がぶつかることも少なく、殻割りも機能的にできるので、歩留り率は高く出るのが当然である。したがって、

生産農家毎の歩留り率も、1時間当たり4万5000個の鶏卵を投入したときの歩留り率を考察するに当たって、有意性は乏しい。

(ウ) さらに、被告会社は、原告の販売活動の低下が歩留り率低下につながっていると主張するが、被告A1は、原告の経営を支配し、平成4年4月から平成12年3月まで、2・3級品も売るように努力し、現に2・3級品の販売実績は向上したと供述しているのであって、自己の従前の主張を否定するものである。

(エ) 被告会社は、歩留り率の低下は、本件装置によるものではなく、鶏卵の品質等によると主張する。なるほど、良品質の鶏卵は、寄り玉や浮き玉が少ないことは確かであるが、その一方で、良品質であれば、殻が強いため、殻割りが不十分となり、殻にヒビが入らなかったり、殻むきが悪くなるなどして、殻刺さりやキズ玉が多くなりやすい。したがって、鶏卵の品質と歩留り率との間にどれだけの割合の因果関係があるかは不明である。

また、被告会社は、ボイル加工装置の善し悪しで歩留り率が変わることはありえないと主張するが、同じ品質の原料卵を任意の装置で加工した場合に必ず同じ歩留り率になることは証明されていない。

さらに、被告A1は、原告に対し出荷する養鶏農家の加工用原料卵の品質については、平成5年から平成10年又は平成11年までにかけて、格段に向上したと述べているところ、原告において、加工用原料卵には、生卵パック工場から搬入されるハネ卵が含まれていることや産卵してから加工するまでの日数管理及び搬入された原料の蔵置の仕方は変わらない。出荷する鶏卵生産農家にも変化がないのであるから、原告における加工用原料卵の品質に変わりはない。

したがって、平成10年8月を境にして歩留り率が悪化した原因は、本件装置の瑕疵によることは明らかである。このことは、本件装置を

稼働した平成10年8月19日以降、旧装置で製造した加工卵に対する苦情と比較して、はるかに多い殻刺さり、殻つき、キズ玉、寄り玉、割れ玉及び卵白の色の悪さ等の苦情が寄せられたことから窺われる。なお、原告において、本件装置導入当初、選別職員は旧装置時代と同じ4人であったが、平成10年10月末以降、職員の配置換えをしたり、それ以降数人を雇い入れるなどして、選別職員を本件装置稼働当初の4人体制から増員しており、被告会社が主張するような検査態勢の不備はない。

(オ) 被告会社は、原告が、1時間当たり少なくとも6万個の鶏卵を加工しているから約束された性能を有していると主張する。

しかし、実際には、原告に入荷された鶏卵の一部を他社に加工用原料卵として販売しているため、原告で使用する1日当たりの加工用原料卵数は、平成11年5月で約22万6000個であり、この1時間当たり6万個という主張は事実と異なる。また、1時間当たり4万5000個よりも少ない個数を投入したときは、装置に対する負荷が少なく余裕があるから、その性能が発揮され、歩留り率が高くなることは当然である。

なお、被告A1及びA26は、装置の容量が大きくなっても、その技術的な裏付けがなければ性能がないことになると認めている。被告会社には、そのような歩留り率の技術的裏付けもない。

カ 歩留り率低下の原因につながる具体的な欠陥

(ア) 予備ボイル槽の欠陥（予備ボイル槽から1次ボイル槽に運ばれる際の欠陥）

a 本件装置の試運転の直後から、異常に多くの寄り玉が発生した。

この寄り玉が発生する原因としては、鶏卵が予備ボイル槽からバーコンベアーで1次ボイル槽に運ばれる際、鶏卵が密集し、2段又は

3段になって鶏卵が運ばれる状況になるところ、1次ボイル槽の高熱が、バーコンベアーの上部に設置されたカバーを介して伝熱し、しかも鶏卵が回転せずに上がっていくため、重なった上側の鶏卵の卵黄が固化してその位置が決まる程度にまで熱せられたことが挙げられる。

b 被告会社は、予備ボイル槽について、通常60度に設定し、かつ短時間で通過するように設計したと主張するが、60度に設定すれば、予備ボイル槽において、卵黄を中心に固化等させるためのスパイラル搬送の方法をとっていないため、槽内で固化してしまい、寄り玉が発生する原因となる。

c 原告は、平成10年12月、予備ボイル槽のバーコンベアーの上部のカバーを3枚外して蒸気熱を排出したところ、寄り玉はある程度減少した。

d 平成10年9月18日の会議の際、旧装置で加工したものと、本件装置で加工したものについて、カットして比較したところ、ノギスで測ったわけではないが、本件装置による加工卵の方がより多く寄り玉になっていた。

(イ) 蒸気を強制換気する設備が備えられていなかったこと

上記cのとおり、カバー3枚を外して、蒸気熱を排出するようにしたところ、予備ボイル槽の蒸気がモーターに直接当たり、天井についてさびが出て、工場内の天井を伝い熱気が広がって、室内が異常な暑さとなり、作業に支障を来した。このため、原告は、被告会社に依頼し、平成11年1月末、蒸気を強制換気するためのダクト工事を行った（SUSフード及びダクト工事）。

被告会社は、原告に対し、この費用として、34万5376円を請求し、原告はこれを支払った。

(ウ) 1次ボイル槽から2次ボイル槽への鶉卵の移動の際の欠陥

1次ボイル槽から2次ボイル槽に鶉卵を移動させる際、本件装置は、鶉卵と湯とを一緒に掻き出す、すなわち、鶉卵のクッションとして、湯を使うシステムにしたため、湯をあふれさせる構造となっている。湯をくみ出すので湯量が不足して水位が下がり、不足分を補うために加熱する燃料費が著しく増加した。被告会社は、原告に対し、瑕疵として修補するのではなく、追加工事として費用を請求した。

このため、原告は、B15に対し、1次ボイル装置出口シュウター改造工事を発注し、その工事費用として11万6000円を支払った。

(エ) 2次ボイル槽の欠陥

a 浮き玉の大量発生

1次ボイル槽から出てきた鶉卵が2次ボイル槽の熱湯面(95度)を覆い尽くし、冷却槽への鶉卵の進行を塞ぐほどの多数の浮き玉が発生し、滞留したため、鶉卵が硫化黒変して、規格外品となった。

このため、被告会社は、2次ボイル槽に水流ポンプを設置し、水流を作って鶉卵を押し流そうとしたが、ほとんど効果がなかった。

原告は、従業員を一人配置して浮き玉をすくう作業を余儀なくされ、本来の作業がおろそかになり、歩留り率が悪くなる原因となった。

なお、鶉卵のうち、本来的な不良品である浮き玉は、予備ボイル槽に投入した時点で回収される。したがって、2次ボイル槽で浮き玉となるのは、不良品ではなく、本件装置の瑕疵が原因である。

b キズ玉の発生

2次ボイル槽を使用すると、キズ玉が多く発生した。また、鶉卵をこねてボイルしたような斑な加工卵も目立った。

c 2次ボイル槽が不要な装置であること

2次ボイル槽は、1次ボイル槽と同じ熱湯浸潤方式とし、同じような温度と通過時間を設定しているので、工程的な意味がない。原告は、最終的に、平成12年6月から2次ボイル槽の使用を停止し、2次ボイル槽を常温冷却とチラー冷却の工程に変更したところ、それ以前よりも歩留り率が改善した。したがって、2次ボイル槽は有害無益な装置であるといえることができる。

なお、被告会社は、気象状況に合わせてボイル槽の設定温度や滞留時間を調整すべきであると主張するが、本件装置の取扱説明書にはこの点に関する記載はない。また、A26は、B3に、同社のボイル槽の温度と時間の取扱いを聞くなどして、1次ボイル槽と2次ボイル槽の温度調節をしたが、寄り玉の発生を少なくすることはできなかった。

(オ) 殻割り工程における外側ドラムの欠陥

- a 本件装置では、殻割り機として外側ドラム方式が採用された。この方式は、本来、鶏卵の殻を割るためのものであり、被告会社は、鶉卵については本件装置で初めて採用した。鶉卵は、鶏卵とは異なり、表皮に比して薄皮が厚く弾力性が強いため、本来、表皮にできるだけ多くのヒビを発生させる装置が求められるところ、外側ドラム方式では、鶉卵全体に細かいヒビを入れることができないという欠陥及び鶉卵の先端部分にヒビが入りにくいという欠陥があった。このため、次工程の殻むきが不十分となり、殻つきや殻刺さりの原因となった。

なお、原告は、殻刺さりの防止のため、殻割り機及び殻むき機のそれぞれについて、シャワーの方式を変更するなど水量を多くしたが、殻刺さりの発生の度合いは変わらなかった。

このため、原告は、平成15年6月末、内側ドラム方式の殻割り機

を設置した。内側ドラム方式であれば、殻刺さりの原因となる殻が、遠心力と水流によってドラムの網目から外に流れ落ちる。また、鶉卵が転がるので、全体に細かいヒビを入れることができ、殻むきを十分にすることができる。

- b 被告会社は、請負契約締結に当たり、最新型の殻割り機であり、殻むき機の性能も格段に向上しているので、検査工程の選別職員はいらないほどだと説明した。しかしながら現実には、殻に細かなヒビが入らないため殻がむけていない鶉卵の量が多く、選別職員がこれらの鶉卵の処理に忙殺され、殻つき卵や殻刺さり卵を見落とす結果になった。

(カ) 殻割りドラムから殻むき機への鶉卵の移動

殻割りドラムから殻むき機への搬送ベルトへ鶉卵を乗せる構造が悪いので、ラインから外れて落ちる鶉卵が多く、ざるで受けている。瑕疵がなければ、殻割りドラムでヒビの入った殻が、水流によって、同じざるに落ちるはずであった。

(キ) 殻むき機の欠陥

- a ヒビの入った鶉卵の表皮と薄皮とをとともにくわえ込む回転ゴムローラーの幅が不適切であり、搬送ローラーとの角度も、間隔も不適切である。この結果、殻むき機において殻をしっかりとむくことができず、そのまま搬送されてしまう。

- b 殻むき機のモーターのVベルトのスリップ

当初、モーターのVベルトに、スリップ止めのないベルトを使用したため、ベルトが水にぬれてスリップして止まった。平成11年6月ころ、Vベルトをノンスリップベルトに交換したが、ベルトが水ぬれですり減ったり、伸びたりして殻むき機が止まるため、その都度作業を中断して張り直したり、ベルトを取り替えたりした。こ

のため、被告会社は、ベルトに水がかからないようにガイドを付けたが効果があがらず、2週間に1回はベルトを交換せざるを得なかった。このような状態が2年間続き、この結果、歩留り率が低下する一因となった。

なお、ベルト交換の費用として、別紙4のとおり、合計3万8980円の損害が生じた。

また、原告は、平成12年12月、B15に対し、この修補工事として殻取装置駆動部タイミングベルト改造工事を注文したところ、直ちに修補できた。この費用として、21万8200円を支払った。

(ク) 検卵コンベアー

検卵コンベアーのローラー幅が広すぎる。そのため、鶉卵が転がらず、鶉卵の裏側も見えない。さらに、ローラーのエンド部分に選別職員の指が巻き込まれる。旧装置のローラーの場合、鶉卵は回転していた。

この結果、選別職員が殻刺さり、殻つきを見逃すことになる要因となり、歩留り率の低下につながった。

(ケ) その他にも、本件装置には、いずれも、被告会社の技術力不足を推認させる以下の瑕疵がある。

a 2次ボイル槽の熱湯がオーバーフローして流失するという瑕疵が発生した。流出した湯量を補うため、2次ボイル槽の湯を設定温度まで炊き上げることとなり、余分に燃費がかかることになった。被告会社は、これについて、何ら対策をとっていない。湯と燃料を浪費する点で欠陥があるといえる。

b 2次ボイル槽については、平成10年10月6日、卵とじのようなものが浮かぶので、A26に修理を依頼し、同人は、水流や排水の高さを変えるなどした。

原告は、被告会社に依頼して、平成10年10月16日、2次ボイル卵とじ、殻割り乗り継ぎ、皮むき機手口が狭い、チラー卵とじ、フィルター目詰まりが顕著であったため、鶉卵が1次ボイル槽のスパイラルの羽根に当たらないように修補した。

c 冷却槽

チラーユニット本体への配管において、不純物・異物等の除去対策が不十分なため、冷却槽内部に微生物などの異物が詰まり、その能力が著しく低下した。水量を維持するため、大量の水道水をホースから流しっぱなしにせざるを得ず、水道料金がかさんでいる。

このように冷却槽が汚れるのは、設計の瑕疵である。本件装置のように、チラー冷却方式では、必然的に中の水が汚れて異物が詰まる。本来であれば、間接的な冷却方式をとるべきであり、その場合には、異物が詰まる瑕疵を防止できる。

d 取扱説明書

被告会社は、本件装置の引渡しに際し、取扱説明書を交付せず、本件装置設置後5か月を経過した平成11年1月ころ、ようやく取扱説明書を作成して交付した。被告会社は、平成10年10月ころ、原告の加工場に設置してある本件装置を写真撮影し、それを取扱説明書の掲載写真とした。これに記載された取扱説明は、被告会社が、原告の従業員などから聴取した本件装置についてのクレームや取扱方法等に基づいて作成したものである。

本件装置の取扱説明書には、各ボイル槽の設定温度と滞留時間についての記載は全くない。被告会社は、気象状況に合わせてボイル槽の設定温度や滞留時間を調整すべきと主張するが、この点に関する記載は全くないから、記載がないこと自体が瑕疵である。

e 水量不足について

殻刺さりがあまりにも多かったため、殻割りと殻むきの際、多量の水で流せば改善できるかもしれないと思い、水道工事をしたが、殻刺さは改善しなかった。被告会社が、予め必要な水道量を確保できるように指示説明しなかったことは瑕疵の一つである。

なお、旧装置の殻むき機の回転ゴムローラーが6列であるところ、本件装置は8列に増えたただけなので、元来は、水量を増加させる必要は乏しかった。

(2) 被告会社

ア 約定性能の欠如

下記イ以下のとおり、本件装置が旧装置より歩留り率が低下しているという事実はない。

なお、被告会社と原告側との間において、平成10年9月18日ころの会議で、歩留り率について話が出たことは認めるが、このとき、A26において、データが欲しいと述べたところ、原告側から何らの資料提出もなかった。

また、本件装置の処理能力については、本件装置の投入口は、1時間当たり4万5000個の卵を投入できる広さ大きさを確保している。納入直後のサンプルデータでは、1日で21万8550個の鶏卵を処理しているところ、その際の本件装置の稼働時間は、1日当たり4ないし5時間であるから、1時間当たり4万5000個の処理能力を十分に満たしている。

原告は、平成10年12月に加工卵数1011万個としているところ、1か月当たり25日、1日当たり5時間稼働するとすると、1時間当たり8万個を処理している計算になるほか、テレビ番組及びそれを伝えるインターネットによれば、1日に約40万個を加工していると説明しているところ、1日8時間稼働するとしても、1時間当たり5万個の処理

能力があることになるから、原告の主張には理由がない。

さらに、被告会社は、本件装置以前にも、同じ容量の装置や1時間当たり6万個以上を処理できる機械を製造したことがあるほか、世界各国に納入してきたが、今までクレームを受けたことはない。

イ 歩留り率の低下

旧装置における平成5年度の歩留り率は平均77.3パーセントである。また、本件装置の納入直後のサンプルデータでは90パーセント前後である。平成12年9月15日には、21万8550個を4ないし5時間で加工したから、1時間当たり4万5000個の水準での歩留り率である。

また、試運転の際には、原告の職員立会の下で、1ケース800個を約1分間隔で投入して順調に機械が作動することを確認している。

したがって、本件装置の歩留り率が旧装置の歩留り率より低下した事実はない。

原告は、歩留り率が低下したと主張するが、装置の善し悪しで歩留り率が変わることはあり得ず、ひとえに、原告における鶉卵の品質が悪いためである。鶉卵は農産物であり、品質は様々であり、鶉卵の質がよければ、寄り玉、浮き玉及び殻刺さりも少なくなり歩留り率は高くなる。原告では、良質の鶉卵を生卵として販売しており、品質の劣る鶉卵を加工用原料卵として使用しているから、歩留り率が低下するのは当然である。このことは、農場毎の歩留り率データの調査によっても明らかである。

また、加工の場面においても、その時々状況に応じて、ボイル槽での温度、滞留時間の適切な調整が必要となるが、原告において、そのような工夫がされたかは不明である。

なお、原告は、被告会社に対し、何の留保もなく、代金を全額支払っ

ているほか、A18は、理事会において、本件装置に何ら問題がなく、さらに性能がよくなっていると発言している。

さらに、被告会社が、平成12年に、本件装置と同じ装置をフランスに輸出する際、参考とするため同じ装置を納入した韓国の業者に対し作動状況を問い合わせたところ、装置に起因するロス率はほとんどゼロ、卵に起因するロス率が平均で6パーセントという回答であった。

ウ 歩留り率の算出方法

以下のとおり、原告の算出する歩留り率は正確な意味での歩留り率とはいえない。そのほかにも、以上のような算出方法では、原告の販売活動の低下あるいは原料卵管理が怠慢になることによっても、歩留り率が低下する可能性があり、適切な統計とはいえない。

(ア) 原告が算出する歩留り率については、分母である投入ボイル卵数は、当初からボイル加工用として投入されたもののみの数字で、生卵パック工場から回ってくるハネ卵は算入されていない。

(イ) 歩留り率の分子である出来高は、販売高を出来高としており、問題なく生産され商品になったが販売できなかったものは、出来高に含まれていない。

エ 原告算出の歩留り率の適切性

原告の提出する歩留り率の計算表には、計算上の差違が複数あり、適切とはいえない。

また、加工卵出来高表には付箋が貼り付けてあり、1か月分毎の1級、2級等の数量が記載されているが、何を根拠として算出された数量なのかわからない。

オ 原告の歩留り率低下の原因につながる具体的な欠陥の主張に対して

(ア) 予備ボイル槽の欠陥（予備ボイル槽から1次ボイル槽に運ばれる際の欠陥）

- a 寄り玉は、質の悪い鶉卵、古くなった鶉卵ほど卵黄が寄りやすくなり、質の良い鶉卵、新しい鶉卵ほど卵黄の寄りは起こりがたい。したがって、本件装置の性能の問題ではなく、鶉卵の質の問題である。
- b 原告は、予備ボイル槽が原因だと主張するが、鶉卵のタンパク質は58度から固まるところ、予備ボイル槽は通常60度に設定し、かつ短期間で通過するように設計されているので、予備ボイル槽で卵黄が固まるということは、特別に温度を上げるか、長時間滞留するように設定条件を変更しない限り起こりえない（なお、被告会社は、証人A16に対する尋問で、予備ボイル槽の設定温度は60度としていないとの趣旨の質問をしたが、準備書面(4)で予備ボイル槽の設定温度は60度と主張している。）。
- c 予備ボイル槽のカバーを外すことは、寄り玉防止とは無関係である。
- d 平成10年9月18日ころの会議で、原告から、寄り玉に関する意見が出されたが、その場で、旧装置で加工された加工卵と、本件装置で加工された加工卵とを切断して寄り玉の状態を見たところ、特に差異はなかった。

(イ) 蒸気を強制換気する設備が備えられていなかったこと

ボイル槽から蒸気が出るのは当然のことであり、被告会社は、原告に対し、SUSフード及びダクト工事は、当初より「別途工事」として、本件装置に関する受注とは別扱いにした上、換気ダクトがあった方がよいと説明していた。しかしながら、本件請負契約の際、原告から被告会社に対し、換気ダクトの発注はなかった。したがって、被告会社は、原告からの別途注文に従って工事を行い、代金を請求したにすぎない。

(ウ) 1次ボイル槽から2次ボイル槽への鶉卵の移動の際の欠陥

本件装置では、1次ボイル槽から2次ボイル槽に鶉卵を移動させる方法として、湯と一緒に鶉卵を移動させている。2次ボイル槽に送られた湯は、再び1次ボイル槽に循環されるので、湯量の損失はない。なお、この構造は、旧装置についても同様の構造であった。

(エ) 2次ボイル槽の欠陥

a 浮き卵の大量発生

浮き卵は、品質の悪い鶉卵や、古い鶉卵において、比重が小さくて浮きやすくなるため生じるのであって、装置の性能とは無関係である。

b キズ玉の発生

キズ玉の発生と2段階ボイル方式とは、何らの関係もない。

c 2次ボイル槽が不要な装置であるか。

1次ボイル槽と2次ボイル槽とに分けた理由は、原告の工場のスペースが本件加工装置を直線的に設置するだけの広さがなく、直角に曲げて設置しなければならなかったからである。原告が主張するように、2次ボイル槽の使用を停止するのであれば、鶉卵の投入量を半分にしなければならない。

また、気象状況等に合わせてボイル槽の設定温度や滞留時間を調整すべきであり、加工会社の工夫によるもので、取扱説明書等により被告会社が指示すべきものではない。なお、A26がB3に温度と時間の取扱いを聞いたことはない。

(オ) 殻割り工程における外側ドラムの欠陥

a 現在の鶉卵加工装置は、ほとんどが外側ドラム方式である。各ユーザーの実績をみると、外側ドラム方式の方が殻割りの成績がよい。被告会社は、この方式に対する苦情は全く受け付けていない。

また、内側ドラム方式は、場所をとり、原告のような狭い工場内では設置できない。したがって、外側ドラム方式しかとり得ず、このことはA 1 2 参事（以下「A 1 2」という。）ほか幹部に説明し了承を得ていた。

b 殻刺さり、殻つきの発生は、原料卵の品質に依存するほか、殻割り、殻むき工程における水流の強弱にも依存する。本件装置納入直後のサンプルデータをみても、1. 2 3 パーセントないし5. 2 3 パーセントまで、幅があり、本件装置の性能とは無関係である。

c 殻刺сарいは、どんなに技術が進歩しても防ぐことはできず、1 0 0 パーセントの歩留り率を達成することはできない。原告は、殻刺さりが多く、顧客の苦情が絶えなかったと主張するが、それは単に原告の検品作業の手抜きを自白し、原告の工場の生産体制のずさんさを示すものである。

また、原告は、殻刺сарいの苦情が多いと主張するが、原告への苦情の一覧表である甲 2 7 の 1 ないし 4 は、日付が前後し、適当な情報だけを選択して作成したように窺われるし、旧装置と比較して本件装置導入後に苦情が増えたことは何ら表われていない。なお、本件装置導入後、平成 1 3 年 7 月まで殻刺сарいの苦情はない。

(カ) 殻割りドラムから殻割り機への鶏卵の移動

否認する。

(キ) 殻むき機の欠陥

a 被告会社は、多くのユーザーに本件装置と同様の装置を納入しているが、回転ゴムローラーの幅及び搬送ローラーとの角度が不適切であるとの苦情を受けたことは全くない。

b 殻むき工程において、殻を流し去るための水量が少ないと、殻が鶏卵から取れないことが多くなる。本件装置を原告に導入する当時、

原告工場の水源に関する状況から、水量が不足するかもしれないと予測されたため、被告会社は、A 1 2 ほか原告幹部に対し、水源を確保した方がよい旨を説明した。したがって、水量が不足していたために殻刺さりが多く発生したのであれば、それは、原告の責任である。

c 殻むきが十分できるかどうかは、原料卵の品質による。原告作成の納入直後のサンプルデータによっても、本件装置による殻刺さりの発生割合は、1. 2 3 パーセントないし 5. 2 3 パーセントと様々であり、原料卵の品質によるものであることを示している。

d 殻むき機のモーターのVベルトのスリップ

被告会社は、原告から、Vベルトに水がかかることを聞いて、改善策としてカバーを付けた。しかしながら、その後にVベルトに問題が生じていたことは被告会社は知らない。

本来、Vベルトは消耗品であり、時々交換が必要になるし、その価格は廉価なものである。なお、原告は、Vベルトを2週間に1回取り替えていたと主張するが、そのような事実はない。

(ク) 検卵コンベアー

回転ローラーは、旧装置も、本件装置も同じ19ミリφ径である。

殻をむいた鶏卵は、水にぬれて滑りやすい状態であり、ローラー幅に関係なく、転がらないのは当然である。鶏卵の裏を見るためには、手を添えれば済む。作業員の指が巻き込まれることはない。

(ケ) その他にも、本件装置には、被告会社の技術力不足を推認させる瑕疵があるとの主張について

a 本件装置は、蒸気を送り込むものであるから、その分だけ湯が増加し、オーバーフローすることは当然のことであり、余分な燃費がかかるというものではない。もちろん、オーバーフローする湯を回

収めるのは衛生上問題があるが、何ら構わない。契約当時、原告からオーバーフローした湯を回収するためのポンプ設計の話があり、被告会社は見積りを提出したが、契約には至っていない。

なお、汚れた水を循環させるのは不衛生であり、鶏卵の汚れにもつながるため、現在、被告会社では、循環システムは採用していない。

b 2次ボイル槽に卵とじのようなものが浮かんだ理由は、原料卵の割れにより出た卵白が茹でられて白濁したものと考えられ、原料卵の品質の悪さによるものとする。

c 冷却槽

鶏卵をボイルするのであるから、水が汚れるのは当然であり、特に原料卵が古かったり、傷物であると、さらに汚れやすくなる。このため、稼働中はフィルターの交換や洗浄をしばしば行わなければならない。

冷却槽においてチラー冷却方式を採用したのは、原告工場において、水量の不足が予測されたこと、たまたまチラー冷却装置を持っている会社が別途あったので、非常に値打ちな価格で設置したものである。原告で水量が確保されてさえいれば、チラー冷却装置は必要なかった。

d 取扱説明書

ボイル加工においては、その時々状況に応じて、ボイル槽での温度、滞留時間の適切な調整が必要となるから記載していないにすぎない。

なお、取扱説明書が、本件装置の納入後に交付されたことは認めるが、出荷先の実情（本件装置では、途中で折れ曲がり設置していることなど。）に合わせて写真付きで作成するので、装置設置後に

作成している。被告会社は、原告に対し、平成10年9月ころには交付した。

e 水量不足

当時の原告工場の状況から、本件装置を導入すれば、水量が不足することは十分に予測されており、被告会社は、原告幹部に説明していた。しかしながら、原告が、水量を確保することはなかった。

本件装置を最初に稼働した際、A26が立ち会っていたが、当時、水量不足の問題が分かった以外には、何ら問題は生じていない。水量不足の問題は、本件装置の性能・瑕疵とは関係がなく、急遽水道工事を行って、解決した。

3 争点2(3) 原告の損害

(1) 原告

上記2により、以下のとおり、原告には損害が発生した。

なお、以下の原告の損害賠償のうち、下記ア及びイは、本件装置が完全なものとして使用できないことによる損害賠償請求、すなわち、瑕疵の修補とともにする損害賠償請求である。下記ウは、原告が修補を請求したものの、被告会社がこれに応じないため、原告が修補を注文し、その費用を支払ったものであるから、瑕疵の修補に要した費用についての損害賠償請求、すなわち、修補に代わる損害賠償請求である。

ア B7及びB6の注文喪失による逸失利益 1億6396万4705円

(ア) 原告は、平成9年11月ころ以降、B7を介して、B5に鶉卵の水煮缶詰を販売していた。

平成10年以降、両者から、①品質の向上、②大量生産による値下げ、③安定供給等の要請があった。そこで、原告は、この要請に応え、鶉卵加工設備の処理能力を50パーセント以上増強することを目的として、本件装置の導入を決定した。

(イ) しかし、上記の本件装置の瑕疵のため、不良品が多発し、B 5、B 7やほかの取引先から、多くの苦情が寄せられた。さらに、平成10年9月分以降の注文増に応ずることができず、出荷調整を続けた。

そのため、B 5は、平成11年4月以降、B 3からも仕入れるようになり、ついに平成12年10月5日、取引が打ち切られた。また、平成12年4月以降、B 6の注文も喪失した。

(ウ) 仮に本件装置の瑕疵がなく、しかも1時間当たり4万5000個の処理能力があれば、平成10年9月以降のB 5及びB 7の5割増の注文増に応じることができたし、殻の付着、殻刺さり、割れ玉及びキズ玉等の不良品によってB 5及びB 7や、B 6等の取引先から多くの苦情を受け、商品に対する不信感を募らせさせることにはならなかった。さらには、他社との価格競争にも十分にうち勝つことができた。

以上によれば、原告は、B 7及びB 6に対し、少なくとも平成10年度（平成10年4月1日から平成11年3月31日まで）並みの売上げを5年間にわたってあげることができたはずである。しかし、実際には以下のとおりとなった（なお、平成10年4月1日から同年8月10日ころまでは、旧装置による製造である。）。

平成10年度 2億2395万4095円

平成11年度 1億0553万8640円

平成12年度 2331万8000円

平成13年度 0円（以降0円）

(エ) a 平成11年度の得べかりし利益は、平成10年度との差額である1億1841万5455円に、粗利益25パーセントを乗じた2960万3863円である。

b 平成12年度の得べかりし利益は、平成10年度との差額である2億0063万6095円に、粗利益25パーセントを乗じた50

1 5 万 9 0 2 3 円である。

c 平成13年度以降の得べかりし利益は、少なくとも、3年間の売上げをすべて喪失したとみることができるところ、1年間当たりの損失は、平成10年度の売上高に粗利益25パーセントを乗じた5 5 9 8 万 8 5 2 3 円であり、3年間の得べかりし利益は、合計1 億 6 7 9 6 万 5 5 6 9 円である。

d 以上によれば、平成11年度から平成15年度までの5年間における原告の得べかりし利益は、合計2 億 4 7 7 2 万 8 4 5 5 円である。

(オ) 原告は、甲事件(1)において、被告A 2ら4名の共同不法行為等に基づき、平成12年6月から平成13年8月までの対前年比売上高の喪失による損害を請求しているところ、これには甲事件(2)におけるB 7及びB 6に対する売上高喪失も含まれている。したがって、甲事件(1)における損害額8 3 7 6 万 3 7 5 0 円を控除した1 億 6 3 9 6 万 4 7 0 5 円を損害額とする。

イ 歩留り率悪化による損害 3 億 8 4 0 0 万円

本件装置は、旧装置と比較して、歩留り率が15パーセント以上も悪化している。したがって、旧装置であれば、本件装置に投入した鶉卵のうち、15パーセントについては、加工卵として販売することができた。

原告が平成10年8月17日から平成12年5月31日までの間に本件装置に投入した鶉卵は、1 億 5 4 3 2 万 3 4 3 0 個であり、鶉卵1個の平均加工原価は3. 78円である。すると、次のとおり上記期間に喪失した加工卵の価値は、8 7 5 0 万 1 3 8 4 円であり、したがって、同額の損害を被った。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 億 } 5 \text{ 4 } 3 \text{ 2 万 } 3 \text{ 4 } 3 \text{ 0 個} \times 15 \text{ パーセント} \times 3.78 \text{ 円} \\ & = 8 \text{ 7 } 5 \text{ 0 万 } 1 \text{ 3 } 8 \text{ 4 円} \end{aligned}$$

これを1年間の損害に換算すると、次のとおり4883万7981円であり、1年間当たり少なくとも4800万円の損害である。

$$\begin{aligned} 8750万1384円 \times 12 \text{ か月} \div 21.5 \text{ か月} \\ = 4883万7981円 \end{aligned}$$

本件装置の稼働期間（減価償却期間）は、8年間であるから、結局、原告は、次のとおり3億8400万円の金額の損害を被ったことになる。

$$4800万円 \times 8 \text{ 年間} = 3 \text{ 億} 8400 \text{ 万円}$$

ウ 瑕疵修補費用相当額 合計71万8556円

(ア) 上記2(1)カ(イ)の修補費用（SUSフード及びダクト工事） 34万5376円

被告会社が負担すべきところ、被告A1が原告の経営を支配していたため、原告が被告会社に支払った。

(イ) 上記2(1)カ(ウ)の修補費用 11万6000円

大量の湯を掻き出さずに鶏卵を1次ボイル槽から2次ボイル槽に移動させるための改造工事を平成12年12月に行い、支出した費用である。

(ウ) 上記2(1)カ(キ)の修補費用 合計25万7180円

殻むき機のモーターのVベルトの取替費用合計3万8980円及び同ベルト改造工事21万8200円

エ 以上合計5億4868万3261円のうち、原告は、被告会社に対し、一部請求として、1億2000万円を請求する。

(2) 被告会社

ア B7及びB6の注文喪失による逸失利益争う。

加工卵の生産に当たっては、生産管理体制の充実、人員配置、品質管理、品質改善、新商品開発など不断の努力が必要であり、これがないと

競争に勝つことはできない。

上記瑕疵に関する主張のとおり，原告の生産管理体制等は十分とはいえない。また，原告は，良質卵は生卵として出荷し，主に品質の劣る鶏卵を加工用原料卵としており，良質卵を使用しているボイル加工専門メーカーとの競争に敗れるのは当然のことである。

イ その他の損害についても争う。

なお，原告は，平成１２年１２月に，Ｂ１５に対し，本件装置の改造工事をさせているから，その後の本件装置の状態には責任を持つことができない。したがって，それ以降の分に関する損害賠償請求は棄却されるべきである。

４ 争点２（４） 除斥期間経過の有無

（１） 被告会社

仮に，被告会社に瑕疵担保責任があるとしても，以下のとおり，除斥期間が経過しているから，損害賠償責任を負わない。

ア 被告会社は，原告から，本件装置に瑕疵がある等の連絡を受けたことはなく，平成１０年８月の納入後，平成１３年５月１５日に甲事件の訴訟が提起されるまで，瑕疵修補請求を受けたことはない。

イ 代金支払は，滞りなく行われた。仮に瑕疵があるのなら，原告は，代金支払や手形の決済を拒絶するはずである。

ウ 上記２（２）アの平成１０年９月１８日の会議の内容については認めるが，原告は，その後データを提出しなかった。

エ 原告の請求する損害賠償は，すべて修補に代わる損害賠償請求権に基づくもので，本件請求は，除斥期間経過後にされたものであるから，原告の請求は棄却されるべきである。

なお，民法６３７条の解釈として，修補とともにする損害賠償であれば，その除斥期間の制限に服しないと解されているようであるが，修補

とともにする損害賠償とは、修補をしてもなお生ずる損害、すなわち、仕事の完成が遅延したことや修補によっても完全なものとならないような場合に生じる損害、あるいは修補が行われても完成が遅延したことや完全なものとならないことなどによりなお填補されない損害に対する損害賠償請求権である。甲事件(2)において原告が請求する損害は、歩留り率の低下やそれに伴う売上高の減少であり、それは修補をすればもはや生じないものである。よって、修補とともにする損害賠償にあてはまらない。

(2) 原告

ア 原告は、被告会社に対し、以下のとおり、本件装置の引渡しを受けた平成10年8月17日から1年以内に瑕疵修補請求をしたから、甲事件の訴え提起が平成13年5月15日であったとしても、除斥期間の適用はない。

イ 修補請求の経緯

(ア) 原告は、平成10年8月16日、本件装置の試運転をし、その翌17日から本格稼働させた。

本格稼働とともに、本件装置には、①寄り玉の異常発生、②2次ボイル槽で非常に多数の浮き玉が発生し、鶏卵が硫化黒変すること、③2次ボイル槽の熱湯がオーバーフローして流出すること、④キズ玉が多いこと、⑤多数の殻刺さり、殻つき卵が発生すること、⑥殻むき機のモーターベルトがスリップして殻むきができないこと、⑦検卵コンベアーのローラー幅が広すぎて鶏卵が回転せず、鶏卵の裏側が見えないこと、⑧歩留り率の明らかな悪化など多数の瑕疵が存在することが判明した。

(イ) 原告は、直ちに、被告A1に対し、瑕疵の修補請求をした。しかしながら、被告A1は、A26と相談してくれというだけであった。

その後、A 1 6，A 2 7 加工工場課長（以下「A 2 7」という。）らが、被告A 1，A 2 6と現場で何度も打ち合わせをした。

また、平成10年9月18日、加工場の歩留り率の改善について協議する目的で、A 2 6，原告側のA 1 6，A 1 2，参事であるA 2 5（以下「A 2 5」という。）及び課長以下の職員が集まり、上記瑕疵を確認し、歩留り率の向上を図るための改善策を協議したが、A 2 6は「とにかくデータを出して欲しい」と言うのみで、修補に応じなかった。なお、このとき被告A 1に対し出席を要請したが、被告A 1は欠席した。

さらに、原告は、平成10年10月12日にも、加工場の改善会議をした。

(ウ) A 2 7は、被告A 1の指示に基づき、平成10年9月10日ころから同年10月8日ころまで、本件装置の歩留り率のデータを収集し報告した。また、本件装置について試行錯誤を繰り返したものの、瑕疵を修補することはできなかった。

この結果、被告A 1は、A 1 2に対し、同年10月21日、B 1の社長として営業のみを担当する旨表明した後、同年12月19日まで原告に顔を出さなくなった。

原告は、A 2 6を加工場に呼び、何度も瑕疵の修補について協議をしたが、相変わらず、修補することができなかった。

その後、最終的には、原告が連絡をしても、被告会社は、瑕疵の確認にも来ないようになった。

(エ) 原告は、平成11年2月5日までに、本件請負代金を約束どおりに支払っている。

原告は、被告会社の代表者であり、かつ、原告の債権者であるB 1の代表者である被告A 1から、その管理の下におかれ、首根っこを押

さえられていたため、平成10年10月21日まで、瑕疵の修補に応じる姿勢を示していた被告会社を信頼していた。

このため、原告は、平成10年9月30日、代金の支払に充てるために、平成10年11月から平成11年2月まで毎月5日を支払期日とする4通の手形を振り出した。

その後、被告会社が修補できないことが明らかとなったものの、原告が既に振り出している手形について支払を拒むには、手形金額と同額の異議申立金を提供しなければならず、その資金繰りからは不可能であったため、やむを得ず手形金を支払ったのである。

(オ) 以上のとおり、原告は、被告会社に対し、本件装置の引渡しから1年以内に、何度となく瑕疵修補請求をしている。

したがって、原告の請求のうち、修補に代わる損害賠償請求については、除斥期間（民法637条1項）の規定の適用を受けない。

ウ 仮に、原告が、本件装置の瑕疵につき、1年以内に瑕疵修補請求をしていないとしても、修補とともにする損害賠償請求は、普通の損害賠償請求債権であるから、民法637条1項の適用はなく、10年の時効期間によって消滅する。

また、上記2(1)ウの、瑕疵の修補に代わる損害賠償請求については、引渡直後に原告が裁判外で被告会社に対し修補を請求している以上、なお請求権は存続するし、修補請求をしたものの、完全に修補されなかった場合に、修補完了時点から1年以上経過して損害賠償を請求したときであっても、最初の修補請求により瑕疵の内容が特定されるので、それ以降については除斥期間を適用する余地はない。

【乙事件について】

争点3 原告の被告A3及び被告A4に対する甲事件(1)の請求が不法行為に該当するか否か（損害を含む）。

1 被告A 3 及び被告A 4

(1) 被告A 3 及び被告A 4 が申し立てた原告に対する別件仮処分事件においては、懲戒解雇事由の存否に関して、甲事件(1)において原告が主張している、被告A 3 及び被告A 4 の行為の有無が争点とされた。もし、被告A 3 及び被告A 4 の行為により原告に損害が生じていたのなら、関連事件として損害賠償請求をすべきであり、かつそれは可能であった。しかし、原告は、被告A 3 及び被告A 4 に対し、何ら損害賠償請求をしないどころか、別件仮処分事件における和解において、懲戒解雇処分を撤回し、逆に原告が被告A 3 及び被告A 4 に対し賃金等を支払う内容の和解に応じている。

原告は、懲戒解雇事由となりうる行為がなかったことを前提として和解に応じたというべきであり、原告による甲事件(1)の訴え提起は、和解を否定するものであり、到底許されるものではないし、仮に、損害賠償請求権があるとしても、放棄したと解釈すべきである。

このように、原告による甲事件(1)の訴え提起は、紛争の蒸し返しであり、いたずらに被告A 3 及び被告A 4 を被告の立場に立たせ、それにより、訴訟上又は訴訟外において、有形、無形の不利益、負担を負わせようというものであり、訴権の濫用に該当する。

(2) 和解の効力は、法的構成の如何にかかわらず、社会的に同一の原因事実に関する争いは二度としないということである。法的構成を変えることにより再度争うことが許されるのであれば、同一の社会的な原因事実に関する争いを永遠に続けることが可能となり、「争いをやめる」という和解の目的は損なわれてしまうというべきである。したがって、同一の社会的な事実について、訴訟物が異なるから再度紛争の蒸し返しができるという結論は、理論的には可能であるとしても、社会的に同一の原因事実に関して「争いをやめる」という和解の一般人の認識からかけ離れる。したがって、原告の甲事件(1)の訴え提起は、和解の効力に違反する。

仮に、和解の効力に反しないとしても、和解成立により、紛争は解決し、以後は平穏な生活を送れるものと期待するのが通常であり、その期待は法的保護に値する法益である。被告A 3及び被告A 4は、上記和解の成立により、このような期待を抱いたにもかかわらず、原告による甲事件(1)の訴え提起により、平穏な生活は再び脅かされた。

他方、原告は、上記のとおり、和解前の時点で、被告A 3及び被告A 4に対し、損害賠償請求をしようとした。したがって、権利行使ができる時点で何ら行使せず、和解が成立し、相手方が平穏な生活ができるという正当な期待を持った時点以降に、訴訟を提起して紛争の蒸し返しを図るのは、信義則に反しかつ権利の濫用に当たる。

- (3) 原告は、別件和解清算条項に違反することを知って甲事件(1)の訴えを提起したのであり、仮に違反することを知らなかったとしても、和解の効力は、法の解釈として基本的事項であるから、その誤解には、重大な過失がある。したがって、被告A 3及び被告A 4が被る損害の重大性を考慮すると、甲事件(1)の訴え提起は、不法行為に該当する。

また、原告が主張する事実は、いずれも事実無根、ねつ造、曲解のたぐいであり、原告は、自己の請求が成り立たないことを十分に認識しながらあえて甲事件(1)の訴えを提起したものであって、原告の意図としては、被告A 3及び被告A 4を被告として、訴訟上又は訴訟外において有形無形の不利益・負担を与えようというものであり、かつ、被告A 3及び被告A 4の名誉を毀損し、苦しめようとする悪質な目的を持った行為であるから、甲事件(1)の訴え提起は、故意による不法行為にも該当する。

- (4) 被告A 3及び被告A 4が被ったこれらの精神的苦痛の慰謝料としては、それぞれ200万円が認められるべきである。したがって、被告A 3及び被告A 4は、原告に対し、不法行為に基づき、それぞれ200万円及びこれに対する不法行為の日の翌日である平成13年5月16日から支払済み

まで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 原告

- (1) 別件和解清算条項には、「本件に関し」という制限が設けられているから、別件仮処分事件における和解は、別件仮処分事件の申立てに係る雇用関係（被保全権利は、被告A3及び被告A4の各雇用契約の存在と、これに基づく賃金支払請求権である。）に限定して争いを解決したにすぎないものであって、原告と被告A3及び被告A4との間のそれ以外の法律関係については債権債務のないことを確認していない。したがって、甲事件(1)の訴え提起は、別件和解清算条項に違反しておらず、不法行為には該当しない。
- (2) 被告A3及び被告A4は、社会的に同一の原因事実であれば、法的構成を変えたとしても再度争うことは許されないと主張するが、訴訟物理論についての理解を欠くもので失当である。また、原告と被告A3及び被告A4との間の和解の別件和解清算条項には、「本件に関し」と規定されており、和解の対象となった特定の権利若しくは法律関係に限定された清算条項である。すなわち、職員の地位の確認及び賃金支払請求という特定の権利関係に関してだけの和解である。被告A3及び被告A4は、本件和解が上記特定の権利に限定した和解であることを知って和解した。
- (3) 被告A3及び被告A4は、原告の損害賠償請求権の不存在について、原告に過失さらには故意があると主張するようであるが、本来、訴えの提起は私人に認められた訴権の行使であり、その限りでは適法な権利の行使であるから、原則として何ら不法行為を構成するものではない。したがって、それが不法行為となるためには、形式的には適法であるにもかかわらず実質的にはそれが違法となる特別な事由が必要であり、①不法目的・主観的害意をもってされた訴え提起、②権利の存在についての重大な不注意、③無益な提訴であることが必要と解する。

本件においては、別件和解清算条項に「本件に関し」という文言があるところ、裁判実務において、清算条項に「本件に関し」という文言を記載するか否かは、和解成立時に裁判所と当事者とが必ず注意深く確認する事項である。この公知の裁判実務に照らせば、別件和解清算条項は、雇用契約に基づく賃金支払請求権という特定の権利関係に関することは明らかである。したがって、原告には、本訴提起について何らの不注意も存しない。

また、甲事件(1)は、被告A 3及び被告A 4の悪意、害意を持った執ような業務妨害行為等及び営業誹謗行為であることは明白であり、極めて悪質な態様であるから、原告が懲戒解雇についての争いを譲歩したからといって、被告A 3及び被告A 4がその損害賠償義務を免れるべき事由は存在しない。

したがって、原告が訴えを提起することが許されない特別の事情には当たらない。

【丙事件について】

争点4 原告の被告A 1及び被告会社に対する甲事件の訴え提起及びその他の原告の行為が不法行為に該当するか否か（損害を含む）。

1 被告A 1及び被告会社

(1) 原告は、被告A 1及び被告会社に対し、甲事件の訴えを提起したが、これは、以下のとおり、被告A 1及び被告会社を被告の立場に立たせ、訴訟上又は訴訟外において、有形、無形の不利益・負担を負わせる、本件装置に瑕疵があると虚偽の事実を広く世間に宣伝し、被告会社の営業上の信用を毀損し、併せて被告A 1の名誉を失墜させるという嫌がらせ目的であり、訴えの提起自体が訴権濫用に当たって不法行為となるほか、原告が訴え提起後に行った以下の名誉・信用毀損行為も不法行為に該当する。

(2) 甲事件の訴え提起

ア 甲事件(1)についての原告の主張は、事実ではなく、甲事件(1)につい

ての被告A 2ら4名の主張のとおりである。

イ 甲事件(2)については、①原告の主張する歩留り率は、出来高ではなく、販売高を分子としており、販売量の多寡により左右される数字であるから、原告は、歩留り率が本件装置の性能とは無関係であることを知っていた、②仮に、歩留り率が販売高で左右されるものでよいとしても、サンプルデータ等によれば、旧装置に比べ、本件装置での歩留率は何ら悪化していない、③原告における原料卵の質の悪さ及び管理のずさんさ、生産工程管理のずさんさに起因する現象を本件装置のせいに行っている、④原告は、被告会社に対し、平成10年8月の納入後、請負代金を支払い、その後である平成13年5月末日に至って初めて甲事件(2)の訴えを提起したものであり、それまで原告が被告会社に対し、クレームを述べたことはなかった、⑤原告は、本件装置に処理能力がないと主張するが、実際には、原告において1時間当たり4万個ないし4万5000個を製造することができている、したがって、原告は、本件装置に何らの瑕疵がないことを十分に知って、甲事件(2)の訴えを提起したものである。

ウ 以上のとおり、原告が甲事件の訴えを提起したことは、何ら根拠がないことを知悉し、事実関係をねつ造、曲解して提起したものであり、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らし、著しく相当性を欠き信義に反するものである。よって、甲事件の訴え提起自体が、訴権の濫用に当たり、不法行為に該当する。

(3) 甲事件訴え提起後の行為

ア 原告は、平成13年5月15日の甲事件の訴え提起直後ころ、被告A 1及び被告会社の関係者である以下の者（注：記載省略）やその他多数の者に対し、甲事件の訴状と、甲9の写しを送付した。

イ A 1 2が、原告の意を受けて、被告A 1及び被告会社が原告から甲事件の訴えを提起されていることを、以下の者（注：記載省略）やその他

30人ないし50人くらいの者に対し、口頭で話した。

ウ 原告は、平成14年1月6日、A46に対し、甲8、9の1ないし3、乙44ないし46を封筒（乙43）に入れ送付した。

エ 以上は、被告A1に連絡があり判明したものにとすぎず、実際には、相当に大規模な範囲の人に送付あるいは伝達していると思われ、被告会社及び被告A1が生活・活動している社会のすべてに広まっていると推測される。

このように、原告の行為は、被告会社及び被告A1に対する余りにも悪質かつ重大な名誉毀損・信用毀損行為であり、不法行為に該当する。

(4) 損害

原告の、上記1(2)及び(3)の行為の結果、被告A1は、有形、無形の不利益・負担を負っており、筆舌に尽くしがたい精神的苦痛を被っている。また、被告会社も、有形、無形の不利益・負担を負わせられ、現に、金融機関は、被告会社に対する融資に慎重になっているなど、その信用が毀損されている。

被告A1の上記精神的苦痛を慰謝するためには、慰謝料500万円が相当である。また、被告会社について、上記有形無形の損害として、民事訴訟法248条に基づき、1000万円の損害を被ったとみなすのが相当である。

2 原告

- (1) 原告が、甲事件の訴えを提起したことは認めるが、その請求が事実に基づかないこと、請求権が存在しないことを知っていたことは否認する。
- (2) 原告が、被告A1及び被告会社が上記1(3)アで主張する者に対し、訴状等を郵送したことは否認する。
- (3) A12が、被告会社及び被告A1が上記1(3)イで主張する者及び30人ないし50人の者に対し、口頭で話したことは不知。また、A12が、

原告の意を受けて行ったとの主張は否認する。

- (4) 原告が、A 4 6 に対し、乙 4 4 の書類を乙 4 3 の封筒に入れて送付したことは認める。その余の書類を同封したとする点は不知。
- (5) 被告 A 1 及び被告会社のその余の主張は、否認し、争う。
- (6) 上記(4)の損害については、争う。